

## 6. 自治体の取組状況等

### 6.1 法対象外の事例を含めた土壌汚染調査事例

法に基づく事例に加え、条例・要綱等に基づくもの、自主的に行われたものなど、都道府県・政令市が把握している土壌汚染調査・対策事例を調査対象としてとりまとめた。

本調査結果のとりまとめにあたっては、土壌中の物質の濃度について何らかの調査（分析・測定）が行われた事例を「土壌汚染調査事例」と呼び、「土壌汚染調査事例」のうち土壌環境基準又は法の基準に適合しないことが判明した事例を「基準不適合事例」と呼ぶ。「土壌汚染調査事例」には土壌環境基準項目又は法の基準項目について調査（分析・測定）を行った事例のほか、それらの基準項目以外の物質について何らかの調査（分析・測定）を行った事例、法施行以前の土壌調査・測定事例も含まれる。

## 6.2 土壌汚染調査事例及び基準不適合事例数

令和2年度までに都道府県・政令市が把握した土壌汚染調査事例の累計は、土壌汚染調査事例が34,071件、基準不適合事例が15,472件であった。年度別の土壌汚染調査事例の件数を図6-1及び表6-1に示す。令和2度における土壌汚染調査事例の件数は2,698件、うち法対象事例の件数は1,342件であった。土壌汚染調査事例のうち基準不適合事例の件数は913件、うち法対象事例の件数は615件であった。

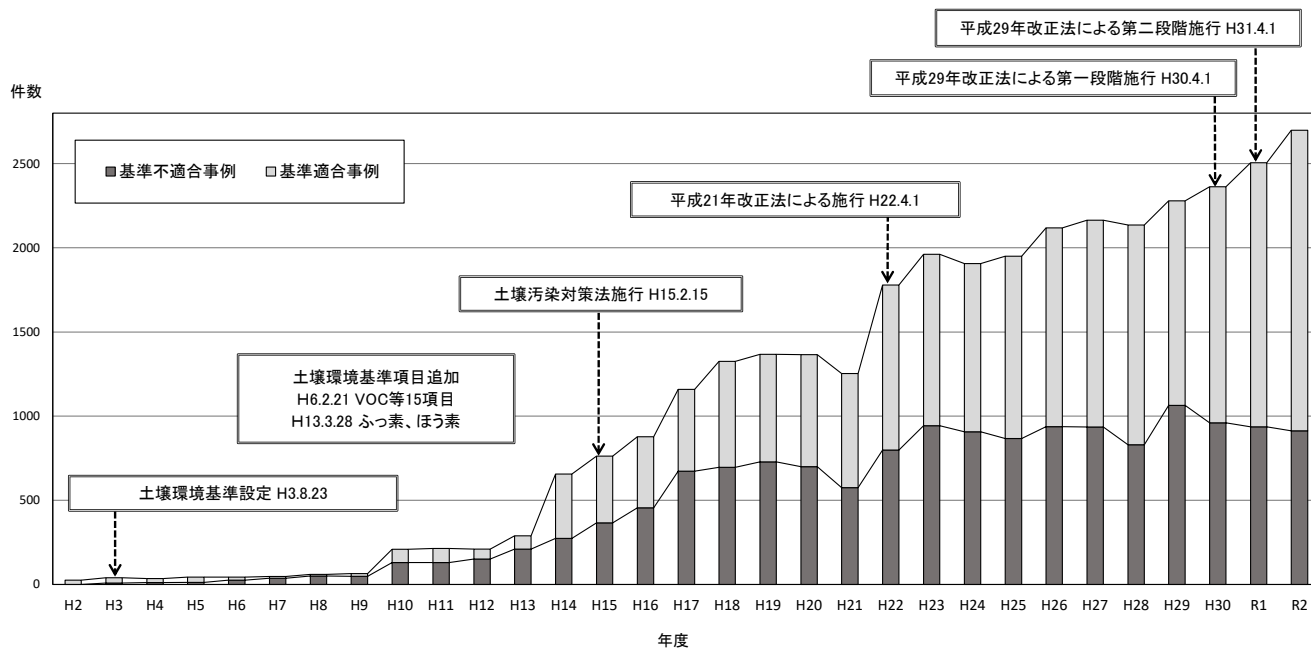


図 6-1 年度別の土壌汚染調査事例

表 6-1 年度別の土壌汚染調査事例

(件数)																	
年度	S49 以前	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2
土壌汚染調査事例	2	7	6	2	10	5	3	10	2	18	10	18	12	14	27	22	26

年度	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
土壌汚染調査事例	40	35	44	44	47	60	64	209	213	210	289	656	762	877	1,159	1,326	1,367
うち法対象	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	90	164	185	265	244
基準不適合事例	8	11	13	25	37	50	48	130	130	151	210	274	366	456	673	696	728
うち法対象	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	21	43	48	77	81

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	累計
土壌汚染調査事例	1,366	1,253	1,778	1,961	1,906	1,950	2,118	2,164	2,135	2,279	2,362	2,505	2,698	34,071
うち法対象	240	299	519	685	690	688	826	754	831	839	1,051	1,257	1,342	10,969
基準不適合事例	700	575	798	943	907	867	938	935	930	1,064	960	936	913	15,472
うち法対象	71	94	275	468	488	479	586	527	615	578	601	613	615	6,280

注1) 各年度の集計基準は以下のとおり。

「土壌汚染調査事例」は、法対象事例は都道府県知事又は政令市長に土壌汚染状況調査の結果が報告された年度で整理し、法対象外事例は調査結果が判明した年度で整理している。

注2) 法対象の土壌汚染調査事例は平成15年施行法の施行規則附則第2条（経過措置）の適用件数を含む。

### 6.3 特定有害物質別の基準不適合事例

令和2年度及び平成3年度から令和2年度までの特定有害物質別の基準不適合事例の件数を表6-2、図6-2及び図6-3に示す。令和2年度の基準不適合事例においては、VOCでは「トリクロロエチレン」、「クロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」の順に多く、重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に多かった。また、累計の基準不適合事例においては、VOCでは「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」、「ベンゼン」の順に多く、重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に多かった。

表6-2 特定有害物質別の基準不適合事例

(件数：複数回答有)

年度・累計	特定有害物質																											
	VOC(第一種)							重金属等(第二種)							農業等(第三種)													
	クロロエチレン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	一・二・ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	一・三・ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物
R2	67	18	22	33	58	-	14	22	66	21	17	69	55	39	153	56	70	9	52	501	354	391	104	10	10	10	15	10
累計	218	175	207	441	106	1,082	112	254	1,391	288	163	1,556	1,174	454	2,298	1,031	1,257	66	636	7,952	4,655	5,444	1,108	70	71	67	181	75

注1) 累計は、土壤環境基準設定(平成3年8月23日)からの数値である。

注2) シス-1,2-ジクロロエチレンの累計は土壤環境基準設定(平成3年8月23日)から令和元年度までの累計件数である。

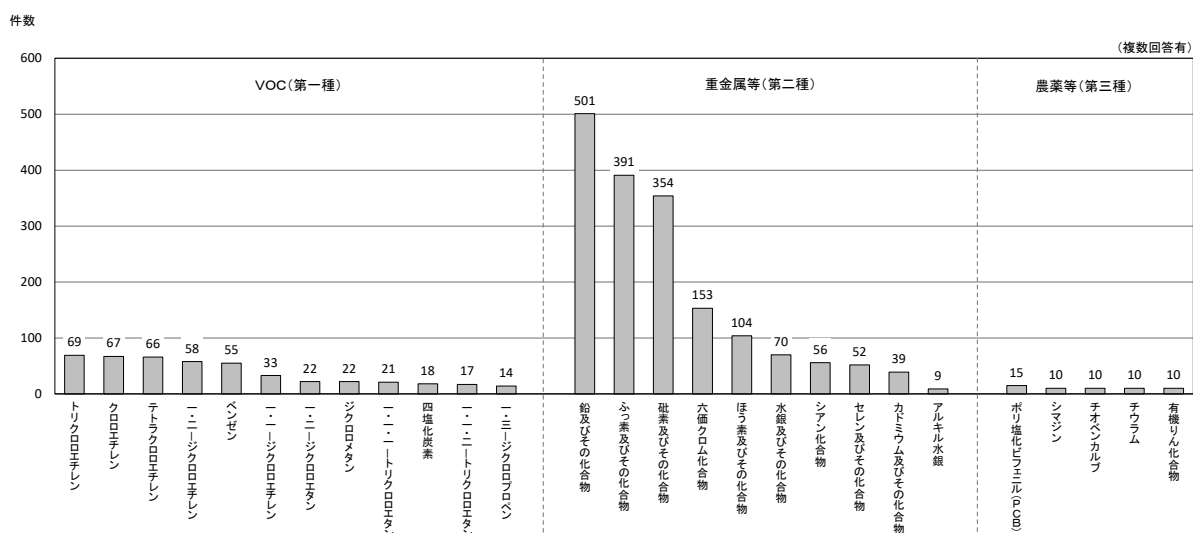
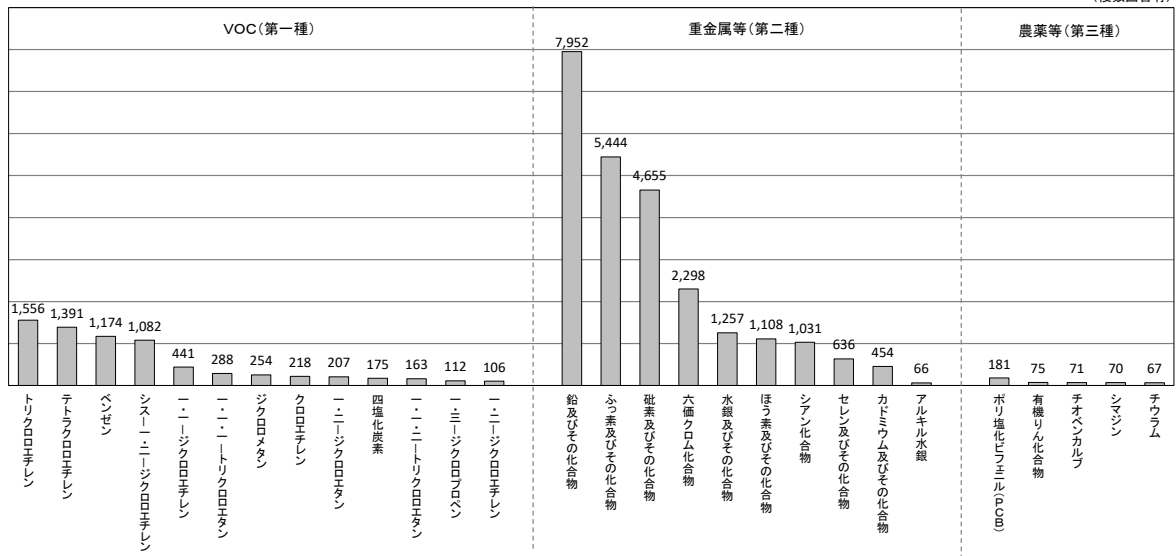


図6-2 特定有害物質別の基準不適合事例 (令和2年度)

件数

(複数回答有)



注)シス-1,2-ジクロロエチレンの累計は土壤環境基準設定(平成3年8月23日)から令和元年度までの累計値である。

図 6-3 特定有害物質別の基準不適合事例 (累計)

## 6.4 建設発生土等の土壤汚染の把握状況

平成 21 年改正された土壤汚染対策法が施行された平成 22 年 4 月以降に、自治体が建設発生土等の土壤汚染を把握した事例を表 6-3 に示す。自治体が建設発生土等の土壤汚染を把握した事例 149 件（41 自治体）のうち、条例に基づき土壤汚染が把握された事例は 38 件であり、条例に基づき対応がなされた。また、建設工事段階及び自主的な調査で土壤汚染が把握された事例は 92 件であり、うち、70 件については、法に準拠して対応がなされていた。

表 6-3 自治体が建設発生土等の土壤汚染を把握した事例  
(平成 22 年 4 月～令和 3 年 3 月、太字は今回の調査で新規に報告があったもの)

自治体	事例数	内容	対応
A	1	着工後の自主調査で基準不適合が確認された。土壤汚染対策法に準じ土壤を運搬・処理するよう施工者に指導することで対応した。	法準拠
B	1	事業者の自主的な土壤調査で基準不適合が判明した。土壤汚染対策法に準じて処理施設への搬出処分を指導・実施した。	法準拠
C	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 掘削した土壤について、砒素の溶出量基準超過(0.031mg/L)を確認。半径250m以内に飲用井戸がないことを確認。土壤汚染対策法に基づいた調査方法と土壤の適切な処理について情報提供した。</li> <li>② 杭打ち工事で発生した汚泥にて、砒素の溶出量基準超過(0.021mg/L)を確認。半径250m以内に飲用井戸がないことを確認。発生土については、汚染土壌処理業者で処理し、杭打ち工事以外の発生土は、全て場内処理する。</li> <li>③ 建設工事で発生した土壤にて砒素の溶出量基準超過(0.013mg/L)を確認。半径250m以内に飲用井戸がないことを確認。土壤汚染対策法に基づいた調査方法と土壤の適切な処理について情報提供した。</li> <li>④ 道路工事で発生した残土を搬出する前に調査した。土壤汚染対策法に準じて対処するよう助言した。</li> <li>⑤ 建設発生土の流用のために掘削後の土壤分析を実施した。不溶化処理を実施し、建材として利用する予定である。</li> <li>⑥ 建設発生土の流用のために掘削後の土壤分析を実施した。不溶化処理を実施し、埋め戻し及び外構工事に利用した。</li> <li>⑦ 建設工事の掘削土壤から、基準を超える砒素が検出されたとの報道があった。関係者から事情を聴取したところ、汚染土壌は不溶化処理され、埋め戻し材として利用する計画であることが明らかとなったことから、不溶化処理後の分析結果の提出を求め、基準を満たしていることを確認した。</li> <li>⑧ 市の災害復旧工事で発生した残土から、基準値を超過するヒ素が検出された。汚染土壌は、処理施設に搬出され、適正に処理された。</li> <li>⑨ 公共事業における泥状掘削土を残土処分の際、受入先からの要請で成分分析を実施し、自然由来で砒素が基準超過であることが判明した。基準超過の泥状掘削土は不溶化処理し、他の公共事業で再利用した。</li> <li>⑩ 残土処分の際、受入先からの要請で成分分析を実施し、自然由来で砒素が基準超過であることが判明した。基準超過の残土は産廃として処理した。</li> <li>⑪ 建設汚泥処理土の再利用にあたって成分分析を実施し、自然由来で砒素が基準超過であることが判明した。追加の自主調査を実施し、不溶化処理を行った上で同区域内で再利用した。</li> <li>⑫ 残土処分の際、受入先からの要請で成分分析を実施し、自然由来で砒素が基準超過であることが判明した。追加の自主調査を実施し、基準超過の残土は産廃として処理した。</li> <li>⑬ 太陽光発電事業の開発を進めていた際に廃棄物が土中にあることを発見した。自主的な土壤調査を実施したところ、すべて基準値以下であった。廃棄物混じり土は産廃処分した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①法準拠</li> <li>②法準拠</li> <li>③法準拠</li> <li>④法準拠</li> <li>⑤法準拠</li> <li>⑥法準拠</li> <li>⑦法準拠</li> <li>⑧法準拠</li> <li>⑨-</li> <li>⑩-</li> <li>⑪-</li> <li>⑫-</li> <li>⑬-</li> </ul>
D	1	事業者が自主的に建設発生土の調査を実施した。土壤汚染対策法に準じて対応している。	法準拠
E	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 下水道工事により発生した残土を、他の現場の客土として利用するに当たり、土壤の分析を実施した結果、砒素の溶出量基準超過が発覚。県の産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例に基づき対応した。</li> <li>② 港湾埠頭の浚渫土で造成された土地の一部で、自主的に土壤調査をしたところ、ヒ素汚染(自然由来の可能性が高い)が確認された。敷地内に汚染土を埋め立て管理している。</li> <li>③ 4条の届出(有害物質使用履歴ないため、調査命令発出なし)を提出した土地造成の一部で、自主的に土壤調査をしたところ、カドミウム汚染(自然由来の可能性が高い)が確認された。建屋下部に汚染土を埋め立て管理している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①条例</li> <li>②-</li> <li>③-</li> </ul>
F	1	土砂条例に基づく完了検査で実施した地質検査において、シアン基準不適合が確認された。当該土壤は撤去し、行政による周辺井戸の水質検査及び地質検査を実施し、周辺住民に飲料水を配布した。	条例
G	1	条例に基づき許可を取得した事業者から、定期土壤検査の結果、砒素及びセレンが土壤基準を超過した旨の連絡があり発覚。当該事業者が実施した再調査においても、上記物質の土壤基準超過が確認されたことから、条例に基づき、土壤基準に適合しない土砂等の撤去を命じた。	条例
H	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 区画整理事業地内で汚染が判明、条例に基づき対応した。</li> <li>② 区画整理事業地内で汚染が判明、土壤汚染対策法に準じて対応するよう指導をした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①条例</li> <li>②法準拠</li> </ul>

(続き)

自治体	事例数	内容	対応
I	14	① 土砂の発生元から汚染が疑われる土砂を搬入した旨の連絡により発覚。条例に基づき事業者を指導。汚染土による埋立て範囲を調査し、該当範囲の土砂を撤去し、汚染土壌処理施設に搬出した。	①条例
		② 条例で許可している特定事業の定期検査において、ヒ素の基準超過を確認。汚染区域を特定の上、対象の土砂を撤去させた。	②条例
		③ 条例で許可している特定事業の定期検査において、pHの基準超過を確認。汚染区域を特定の上、対象の土砂を撤去させた(他にも同様事例2件有)。	③④⑤条例
		④	
		⑤	
		⑥ 事業者が廃掃法、旧条例でも対象外の再生土(産廃から作った土砂)を使用して埋立てを行ったことから周辺住民が不安視するため、地質調査を実施した。廃掃法による指導を行っている。	⑥法準拠
		⑦ 条例に基づき、埋立て盛土の土壌分析を実施したところ発覚。条例に基づき事業者に指導している。	⑦条例
		⑧ 指導中の無許可埋立て地について、検査を行ったところ発覚。汚染発覚以前から条例に基づき撤去指導を行っており、地権者にも基準超過の旨は告げている。	⑧条例
		⑨ 窪地の解消工事において埋立てた土砂の安全確認検査の結果、土壌汚染対策法に基づき対応している。	⑨法準拠
		⑩ 事業者から砂利採取場から譲り受けた表土で埋立てを行うと聞き取っていたが、現場確認の際、明らかに表土ではない黒い土が搬入されていることを確認したため、当該土砂について地質検査を行った結果、基準値を超過していた。上記について、条例に基づき、搬入された黒い土砂の撤去指導をした。	⑩条例
		⑪ 市民による通報で無許可埋立てが発覚。当初、小規模特定事業として取り扱っていたが、再度調査により違反が発覚。以降条例に基づき、行政指導から土砂の撤去命令に至っている。その後、土質の検査をしたところ、pHの基準超過を確認した。	⑪条例
		⑫ 残土条例の許可を取得した事業地にて土質の検査をしたところ、ふっ素の基準超過を確認した。	⑫条例
		⑬ 警察からの通報で無許可埋立てが発覚した。残土条例に基づき土質の検査をしたところ、pHの基準超過を確認し、土砂の撤去命令に至っている。	⑬条例
		⑭ 残土不法投棄現場において、搬入された土砂の土壌分析により、ふっ素の基準不適合が判明した。残土条例に基づき、不法投棄事業者に対して搬入された土砂の全部撤去を指導した。	⑭条例
J	7	① 立入検査時に、事前届出が無かった土砂の搬入があったことから、撤去指導し、撤去後の状況を確認するため、表土を分析した際に基準値超過があり、再度、撤去指導を行った。	①条例
		② 完了検査時に、事業者が行う土砂分析に合わせて、行政においても土砂分析を行った際に基準値超過があった。汚染範囲を調査させた上で、撤去指導を行った。	②条例
		③ 終了検査時に、事業者が行う土砂分析に合わせて、行政においても土砂分析を行った際に基準値超過があった。土砂分析を行った際に基準値超過があったため、是正指導を行った。	③条例
		④ 立入検査時に採取した土砂について、基準値超過があったため、再度、分析を行った。再度、採取し分析した結果、基準値超過は無かった。	④条例
		⑤ 完了検査時に事業者が行う土砂分析において、基準値超過があった。汚染範囲を調査させた上で、撤去指導を行った。	⑤条例
		⑥ 条例に基づく調査により「ふっ素及びその化合物」の基準超過が確認された。汚染範囲を調査させようとして、14条申請を提出するよう指導を行った。	⑥法準拠
		⑦ 公共工事における搬出残土の調査により発覚。土壌汚染対策法に基づき対応している。	⑦法準拠
K	1	条例における完了検査時に鉛の基準値超過が確認された。事業者との協議の結果、搬入土砂を全て撤去した。	条例
L	2	① 法対象外案件において、搬出土壌の受入れ先の調査で鉛の汚染が発覚した。その後、当該地は土壌汚染対策法に準じた土壌調査を実施したが、基準超過は確認されなかった。	①法準拠
		② 土壌汚染調査の結果、鉛土壌溶出量、含有量が基準を超過、該当する範囲を採掘除去、処理業者へ場外搬出を行った。	②法準拠
M	3	① 建設発生土の搬出に伴い搬出土調査を実施した結果、ふっ素及びその化合物について、土壌汚染対策法に規定する溶出量基準不適合が確認された。その後、法に基づき土壌汚染状況調査が実施された。	①法準拠
		② 建設発生土の搬出に伴い搬出土調査を実施した結果、鉛及びその化合物について、土壌汚染対策法に規定する溶出量基準不適合が確認された。その後、法に基づく調査を実施し、法第14条に基づき指定の申請を行った。	②法準拠
		③ 急傾斜崩壊防止工事に伴い建設発生土調査が実施され、鉛の基準不適合が確認された。地歴を踏まえ、造成工事時の盛土材料中に由来するものであることが否定できないことから、法第4条2項に伴う土壌汚染状況調査を実施した。	③法準拠
N	2	① 遊水池掘削工事において、工事着手前に自主的に土壌調査を行ったところ、基準値超過が確認され報告を受けた。基準値超過が確認された範囲については汚染土壌として掘削除去した。	①法準拠
		② セットバック工事の際の土砂検定により汚染が確認された。条例に準じ対応している。	②条例
O	1	道路工事に伴い搬出した土砂において、自主調査を実施したところ鉛の溶出基準の超過が見られた。土壌汚染対策法に準ずる対応を指導。	法準拠
P	4	① 残土の搬出にあたり、工事実施者が自主的な調査を実施した。条例に基づき汚染土壌の区域外搬出が行われた。	①条例
		② 排水管の更新の工事で発生した残土が黒色土であったため、自主的に調査を実施した。土壌汚染対策法に準じ、適正に搬出・処理した。	②法準拠
		③ 配水管の更新の工事で発生した残土が白色土等であったため、自主的に調査を実施した。基準値を超過した結果のみ把握。土壌汚染対策法に準じ、適正に搬出・処理した。	③法準拠
		④ 陥没事故が発生し掘削したところ軟弱な土砂が発見された。当該土砂処分のため土壌調査を行った結果、ふっ素及びその化合物の土壌溶出量基準の超過が判明し、条例に基づき汚染土壌の区域外搬出が行われた。	④条例
Q	1	公共残土を利用して企業団地の造成を行うに当たり、自主的に調査を実施したところ汚染が判明した。一部搬入済みであった残土は行政によってすべて撤去され、管理型処分場で埋立処分された。	法準拠

(続き)

自治体	事例数	内容	対応
R	1	<p>搬出した工事発生土で土壌汚染が確認されたため、当該工事現場の土壌調査を実施した。土地管理者に対しては下記事項を求め、その結果搬出した土壌汚染処理業者での適正な処理を実施し、当該現場周辺の地下水の水質測定を継続している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.土壌汚染の事実を周辺住民に周知すること。</li> <li>2.周辺井戸水の調査の実施とその結果による対応を検討すること。</li> <li>3.土壌汚染範囲を確定すること。</li> <li>4.土壌汚染に対する必要な措置を検討すること。</li> <li>5.法第14条の申請をすること。</li> <li>6.搬出した土壌を適正に処分すること。</li> <li>7.実施する各種調査結果を市へ報告すること。</li> </ol>	法準拠
S	1	<p><b>事業者のトンネル掘削残土における自主的な調査において、砒素・ほう素が基準超過であることが判明した。土壌汚染対策法に準じた対応を行うよう指導し、処理方法については検討中である。</b></p>	法準拠
T	3	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業者の自主的な土壌調査で判明した。土壌汚染対策法に準じて処理施設への搬出処分を実施した(他にも同様事例1件有)。</li> <li>② 事業者の自主的な土壌調査で判明した。措置方法など具体的な計画が決まり次第連絡がある見込み。</li> </ol>	①②法準拠 ③法準拠
U	32	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 公共事業等により発生した建設発生土が埋め立てられている残土処分場の土壌を、盛土材として利用するため土壌調査を実施したところ砒素を検出。条例に基づき、土砂の搬出を行った事業者に対して指導。</li> <li>② 道路工事着工前に土壌調査を実施したところ砒素を検出。汚染土壌対策検討委員会において学識経験者等からの意見を聞き処理を実施。</li> <li>③ 橋脚工事に伴って発生した掘削土を建設事業者が土壌調査を実施したところ砒素を検出。建設発生土処理対策委員会において学識経験者等からの意見を聞き処理を実施。</li> <li>④ 建設工事で発生した土壌を場外搬出するにあたり、事前に自主的な土壌調査を実施したところ、土壌環境基準超過が判明。土壌汚染対策法に準じて、基準不適合土壌の全量を掘削除去し、汚染土壌処理業者へ処理を委託(他にも同様事例1件有)。</li> <li>⑤ 建設工事で発生した土壌を場外搬出するにあたり、事前に自主的な土壌調査を実施したところ、土壌環境基準超過が判明。土壌汚染対策法に準じて、基準不適合土壌の全量を掘削除去し、汚染土壌処理業者へ処理を委託。</li> <li>⑥ 道路工事で発生した土壌を自主調査したところ、土壌溶出量基準超過が発覚。学識経験者の指導を受けながら、吸着層工法による封じ込めを行う方針で検討中。</li> <li>⑦ トンネル掘削土の調査を実施したところ、砒素の環境基準超過が発覚。建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル等に準じて学識経験者の指導を受けながら、掘削土を道路改良工事の盛土内に封じ込めを行った。</li> <li>⑧ 道路建設工事の事前調査のため自主的に土壌調査を実施したところ、土壌溶出量基準超過が発覚。汚染発覚部が地下11mの岩盤層であったため、概況調査の対象とならなかった。また、自然由来特例調査で表層部の土壌に風化した部分のみ分析したところ、環境基準超過は見られなかった。</li> <li>⑨ 建設工事で発生した土壌を場外搬出するにあたり、事前に自主的な土壌調査を実施したところ、土壌環境基準超過が判明。学識経験者の指導を受けながら、一時仮置きを経て遮水工封じ込めを検討中。</li> <li>⑩ 道路改良工事で発生した土壌の調査を実施したところ、ふっ素の土壌環境基準超過が判明。建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル等に準じて学識経験者の指導を受けながら、掘削土を道路改良工事の盛土内に封じ込めを行った。</li> <li>⑪ トンネル掘削土の仮置場整備に伴い、自主的に土壌調査を実施したところ、ふっ素の土壌環境基準超過が判明。建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル等に準じて、学識経験者の指導を受けながら、掘削土を道路改良工事の盛土内に封じ込めを行った。</li> <li>⑫ 建設工事において、非常口ヤードのボーリング調査を実施したところ、ボーリングコアで砒素・ふっ素・ほう素の土壌環境基準超過が判明。本坑掘削時の発生土について、事業者にて対策を検討中(H28年度)。</li> <li>⑬ 建設工事に伴い、国道事務所が事前に土壌調査を実施したところ砒素の土壌環境基準超過が判明。学識経験者の指導を受けながら、県が、一時仮置きを経て、封じ込めを検討中(H28年度)。</li> <li>⑭ 建設工事において、斜坑掘削で発生した土壌の調査を実施したところ、砒素・ふっ素の土壌環境基準超過が判明。対策を検討中(H29年度)。</li> <li>⑮ 急傾斜地崩壊対策工事において、建設発生土の土壌調査を実施したところ、鉛の土壌溶出量基準超過が判明。発生土については、対策を検討中(H29年度)。</li> <li>⑯ トンネル工事において、土壌搬出のために調査を実施し、条例に基づき対応している。</li> <li>⑰ トンネル工事において、ボーリング調査・掘削土の調査を実施し、砒素の土壌環境基準超過が判明した。</li> <li>⑱ 砂防ダム建設工事において、掘削予定地の土壌調査を実施し、鉛の土壌環境基準超過が判明した。</li> <li>⑲ 河川改修工事において、掘削予定地の土壌調査を実施し、砒素の土壌環境基準超過が判明した。</li> <li>⑳ 砂防維持工事において、撤去予定の堆積土の土壌調査を実施し、鉛の土壌環境基準超過が判明した。</li> <li>㉑ トンネル工事において、掘削土の調査を実施し、砒素の土壌環境基準超過が判明した。</li> <li>㉒ 橋脚工事において、掘削予定地の土壌調査を実施し、砒素の土壌環境基準超過が判明した。</li> <li>㉓ 排水路改修工事において、掘削土の調査を実施し、砒素の土壌環境基準超過が判明した。掘削土は汚染土壌処理施設へ搬出した。</li> <li>㉔ トンネル工事において、掘削土の調査を実施し、砒素の土壌環境基準超過が判明した。掘削土は汚染土壌処理施設へ搬出した。</li> <li>㉕ 道路工事において、掘削予定地の土壌調査を実施し、セレンの土壌環境基準超過が判明した。</li> <li>㉖ ダム工事において、掘削予定地の土壌調査を実施し、カドミウム、鉛、砒素、ふっ素の土壌環境基準超過が判明した。残土条例に基づき対応している。</li> </ol>	①条例 ②法準拠 ③法準拠 ④⑤法準拠 ⑥法準拠 ⑦法準拠 ⑧条例 ⑨法準拠 ⑩法準拠 ⑪法準拠 ⑫法準拠 ⑬— ⑭— ⑮— ⑯— ⑰条例 ⑱— ⑲— ⑳— ㉑— ㉒— ㉓法準拠 ㉔法準拠 ㉕— ㉖条例

(続き)

自治体	事例数	内容	対応
V	4	<p>① 建築現場にて、軟弱地盤のボーリング調査の際に廃棄物の埋設が見つかった。調査の結果、周辺の土壌においても環境基準超過を確認。廃掃法及び土対法に準じ対応。</p> <p>② 建築現場にて、くい打ち時に発生する土砂を産業廃棄物として搬出するために行った検査で環境基準超過を発生。廃掃法及び土対法に準じ対応。</p> <p>③ トンネル工事で発生した掘削土について、自主的に調査した結果、環境基準を超過した旨が報告された。汚染土壌について適正な管理等が講じられるよう土対法に準じ助言している。</p> <p>④ <b>トンネル工事で発生した掘削土について、自主的に調査した結果、環境基準を超過した旨が報告された。汚染土壌について適正な管理等が講じられるよう助言し、汚染土壌処理施設にて処分された。</b></p>	<p>①法準拠</p> <p>②法準拠</p> <p>③法準拠</p> <p>④法準拠</p>
W	2	<p>① 高速道路のトンネルの建設工事の着手にあたり、施工会社の方針で自主的な事前の調査を実施した。土壌汚染対策法に準じ対応している。</p> <p>② 国道のトンネル建設工事の着手にあたり、国土交通省の方針により自主調査を実施した。土壌汚染対策法に準じ対応している。</p>	<p>①法準拠</p> <p>②法準拠</p>
X	3	<p>① 新規道路建設に伴う事前調査により、砒素を含んだ土壌が掘削されることが判明。溶出量基準を超える土壌を、遮水工封じ込めにより盛土または最終処分場へ搬出予定(H26年度)。建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)に準じて対応。</p> <p>② 新規トンネル建設に伴う事前調査により、砒素、セレンを含んだ岩石が掘削されることが判明。溶出量基準を超える土壌を、吸着層工法または混合工法により盛土予定(H26年度)。建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)に準じて対応。</p> <p>③ 新規トンネル建設に伴う事前調査により、砒素を含んだ岩石が掘削されることが判明。溶出量基準を超える土壌を、遮水工封じ込めにより盛土予定(H26年度)。建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)に準じて対応。</p>	<p>①-</p> <p>②-</p> <p>③-</p>
Y	2	<p>① 下水道工事に伴い、自主的に残土の土壌調査を実施したところ、汚染が判明した。基準不適合土壌は、法に準じて処分された。</p> <p>② 道路建設工事に伴い、自主的に残土の土壌調査を実施したところ、汚染が判明した。基準不適合土壌は、法に準じて処分された。</p>	<p>①法準拠</p> <p>②法準拠</p>
Z	1	<p><b>残土条例違反の事案が発覚し、自主調査の実施を行政指導した。調査の結果、埋立てのために搬入された土砂が砒素、ふっ素が基準不適合であった。自治体の指針に基づき調査及び措置を実施した。</b></p>	<p>条例</p>
AA	1	<p>農地の嵩上げを目的とした土砂埋立て地の隣接水路で、住民が独自に水質調査を実施した結果、鉛が検出されたことを受け、当該土砂埋立て地において土壌調査を実施した結果、シアン等が検出された。条例に基づき対応している。</p>	<p>条例</p>
AB	1	<p>建設工事掘削土を分析したところ、土壌環境基準(溶出量)を超える砒素、ふっ素が検出された。周辺に飲用井戸がないことから健康上の問題はないと判断した(念のため事業地を舗装)。</p>	<p>法準拠</p>
AC	2	<p>① 当該地で積上げられた土砂が崩落し、地域住民の要望により土壌調査を実施したところ、砒素において、土壌環境基準を超過した。その後、周辺への影響の確認のため、下流水路の水質について継続監視している。現在のところ、異常値は認められていない。</p> <p>② 上記崩落地周辺の土砂搬入地(4箇所)についても、地域住民の要望により同様に調査を実施したところ、砒素において、土壌環境基準を超過した。その後、周辺への影響の確認のため、下流水路等の水質について測定したところ、異常値は認められなかった。</p>	<p>①法準拠</p> <p>②法準拠</p>
AD	3	<p>① 土地所有者による自主調査により、ふっ素の基準超過(約4,500m<sup>3</sup>)が認められたため、法14条申請を行うよう提案した。しかし、定期的な地下水モニタリングを条件に、敷地内の盛土材として利用することとなった。</p> <p>② 土地所有者による自主調査により、ひ素の基準超過(約2,647m<sup>3</sup>)が認められた。基準超過土壌は埋め戻し(封じ込め)が行われ、半年に一度の地下水モニタリングを実施することとなった。</p> <p>③ 土地所有者による自主調査により、ふっ素の基準超過(約750m<sup>3</sup>)が認められた。基準超過土壌全量は汚染土壌処理業の許可を有する業者へ適切に場外処分された。</p>	<p>①法準拠</p> <p>②法準拠</p> <p>③法準拠</p>
AE	3	<p>① 事業者は建設発生土(残土)を処分するにあたり、土壌分析を行い基準値超過が確認されたことから、報告があった。これにより、行政は基準値超過が確認された物質(砒素)について、土対法に準拠した調査を行うよう指導し、土壌汚染が確認された。今後、工事に支障となる深度の汚染土壌については掘削除去する予定である。</p> <p>② 事業者は建設発生土(残土)を処分するにあたり、土壌分析を行い基準値超過が確認されたことから、報告があった。これにより、行政は基準値超過が確認された物質(ふっ素)について、土対法に準拠した調査を行うよう指導し、土壌汚染が確認された。今後、深度調査を実施し、その結果により汚染土壌を完全撤去する、もしくは工事に支障がある汚染土壌を撤去する予定である。</p> <p>③ <b>建設発生土の分析を行ったところ、砒素の基準超過が判明したとの報告を受けた。今後の土地所有者に情報を引き継ぎ、工事を行う際は適正に管理及び搬出することを指導した。</b></p>	<p>①法準拠</p> <p>②法準拠</p> <p>③-</p>
AF	3	<p>① 残土処分のために任意の調査を実施した。残土は許可を受けた汚染土壌処理業者へ搬出。</p> <p>② 残土処分のために任意の調査を実施した。条例に基づき対応している。</p> <p>③ 残土処分のために調査を実施した。残土は許可を受けた汚染土壌処理業者へ搬出。</p>	<p>①法準拠</p> <p>②条例</p> <p>③法準拠</p>
AG	4	<p>① 土壌受入先の依頼で搬出予定土壌を分析したところ、砒素とふっ素が(明らかに自然由来で)指定基準値を超過した旨、自主的な報告を受けた。区域指定はしていないが、場外への土壌搬出にあたっては法に準じた取り扱いを求めた。</p> <p>② 土壌受入先の依頼で簡易調査をしたところ、鉛・水銀・ふっ素が土壌溶出量基準を超過した旨、自主的な報告あり。ガイドラインに準拠した詳細調査を実施し、鉛、砒素、ふっ素の土壌溶出量の基準超過が見られた(水銀については徹底的に調べたが検出されず。その他は自然由来もしくは客土起因と思われる)。区域指定はしていないが、場外への土壌搬出にあたっては法に準じた取り扱いを求めた。</p> <p>③ 土壌受入先の依頼で簡易調査をしたところ、砒素、ふっ素が土壌溶出量基準を超過した旨、自主的な報告あり。ガイドラインに準拠した概況調査を実施し、鉛、砒素、ふっ素の土壌溶出量の基準超過が見られた(自然由来もしくは客土起因と思われる)。区域指定はしていないが、場外への土壌搬出にあたっては法に準じた取り扱いを求めた。</p> <p>④ 掘削除去と一体で掘削工事を行なったケース。自主的に実施した(認定)調査のうち、掘削前調査の結果を汚染の除去等の措置を実施するため詳細調査結果として利用したもの。</p>	<p>①法準拠</p> <p>②法準拠</p> <p>③法準拠</p> <p>④法準拠</p>



(続き)

自治体	事例数	内容	対応
AH	2	① 残土条例に基づき土質検査を実施したところ、ふっ素の土壤環境基準超過が判明したため、法に準じた『土地の形質変更計画届出書』及び『汚染土壤の区域外搬出届出書』を提出させうえて対策工事が行われた。 ② 道路工事の建設発生土について、簡易調査をした結果、鉛の基準超過が確認された。改めて調査した後、 <b>土壤汚染対策法に準じて措置を実施し、汚染土壤処理施設へ搬出した。</b>	①法準拠 ②法準拠
AI	10	① 土砂の埋立が完了したという条例の届出を受け、条例に基づく土壤検査を行ったところ、フッ素、セレンで基準超過があった。条例に基づき事業者を指導し、基準不適土壤を撤去し、新たな土砂を搬入した。 ② トンネルずりにおいて、砒素の土壤溶出量基準超過が判明したため、条例に基づき、汚染土砂処分場へ処分及び現場内で不溶化処理。 ③ 掘削土において、ふっ素の土壤溶出量基準超過が判明したため、条例に基づき、汚染土砂処分場へ搬出処分予定。 ④ トンネルずりにおいて、セレン、砒素の土壤溶出量基準超過が判明したため、条例に基づき、汚染土砂処分場へ搬出処分。 ⑤ 掘削土において、セレン、鉛、砒素、ふっ素、ほう素の土壤溶出量基準超過が判明したため、条例に基づき、汚染土砂処分場へ搬出処分。 ⑥ 掘削土において、セレン、砒素の土壤溶出量基準超過が判明したため、条例に基づき、汚染土砂処分場へ搬出処分。 ⑦ 掘削土において、鉛の土壤溶出量基準超過が判明したため、条例に基づき、汚染土砂処分場へ搬出処分。 ⑧ 条例の許可を取得した事業場に対して、抜打ちの土壤検査より、ふっ素の土壤溶出量基準超過が判明したため、撤去を指示した。 ⑨ 条例の許可を取得した事業場における完了時の土壤検査により、ふっ素の土壤溶出量基準超過が判明したため、撤去を指示した。 ⑩ <b>トンネル工事における残土処分に伴う事前調査において、六価クロムの基準超過が確認された。土砂条例に基づき残土処分場への搬出ができないため、汚染土壤処理施設へ搬出した。</b>	①条例 ②条例 ③条例 ④条例 ⑤条例 ⑥条例 ⑦条例 ⑧条例 ⑨条例 ⑩法準拠
AJ	1	一時的な仮置きという前提で搬出された土壤について、地元住民の要望を受け調査したところ、汚染が判明した。土壤汚染対策法に準じて対応している。	法準拠
AK	1	<b>条例に基づき、事業所から砒素の基準超過についての届出があり、同条例に基づき、掘削除去を実施する旨の浄化対策計画書が提出された。</b>	条例
AL	1	残土処分場へ搬出する予定の仮置土を検査した際にひ素の土壤環境基準超過が判明。法に準拠し土壤汚染状況調査を実施中。	法準拠
AM	8	① トンネル工事に伴う岩盤の仮置き土砂を事業者が検査したところ、基準値を超える重金属が検出された。岩盤であるが、土壤汚染対策法に準ずるとともに、条例に基づいた対応を指導。 ② トンネル工事に伴う掘削土を事業者が検査したところ、基準を超える重金属が検出された。このため土壤汚染対策法に準ずるとともに、条例に基づいた対応を指導。 ③ 地すべり対策工事において、搬出予定の掘削土について溶出試験を行ったところ、基準を超えるひ素が検出された。 ④ <b>公共工事における自主調査により、自然由来の砒素が基準超過していることが判明した。条例に基づき対応し管理型最終処分場に搬出した。</b> ⑤ <b>公共工事における自主調査により、自然由来の砒素、ふっ素が基準超過していることが判明した。条例に基づき対応し管理型最終処分場に搬出した。</b> ⑥ <b>公共工事における自主調査により、自然由来の鉛が基準超過していることが判明した。条例に基づき対応し管理型最終処分場に搬出した。</b> ⑦ <b>公共工事における自主調査により、自然由来の鉛が基準超過していることが判明した。条例に基づき対応し管理型最終処分場に搬出した。</b> ⑧ <b>公共工事における自主調査により、自然由来の鉛が基準超過していることが判明した。条例に基づき対応し管理型最終処分場に搬出した。</b>	①条例 ②条例 ②- ④⑤条例 ⑥条例 ⑦⑧条例
AN	1	残土処分に係る相談があり、残土の検査結果を確認したところ、土壤溶出量基準超過が確認された。基準不適合土壤については、法に準じて汚染土壤処理業者に処理を委託するよう指導した。	法準拠
AO	1	行政の収去検査により、基準不適合が発覚。条例に基づき対応後、文書により、事業者へ指導した。	条例

## 6.5 その他の取組

### 6.5.1 電子媒体等による届出等書類の受付状況

令和2年度における電子媒体等による届出等書類の受付状況を表6-4に示す。電子媒体等による届出等書類の提出を受付けている自治体は26自治体であり、システムにより受付けている自治体は1自治体であった。

表6-4 電子媒体の受付状況（令和2年度）

受付状況	都道府県・政令市の数
電子媒体による届出等書類の提出を受付けている	26
システムによる届出等書類の提出を受付けている	1
届出等書類の提出システムの導入等を検討している	14
いずれも該当なし	114

### 6.5.2 自治体の搬出通知等の状況

令和2年度における自治体の搬出通知等の状況を表6-5に示す。13自治体が法第16条に基づく搬出届出書又は搬出変更届出書の届出を受けた際に当該届出に記載されている積替え、保管施設等のある場所が他の自治体であったことから、当該自治体に搬出通知等を行った。搬出通知等を行った件数は32件であった。

表6-5 自治体の搬出通知等の状況（令和2年度）

（搬出通知等件数：複数回答有）

搬出通知等の状況	都道府県・政令市の数	搬出通知等件数
積替え、保管施設等がある場所が他の自治体であって搬出通知等を行った	13	32

### 6.5.3 立入検査に関する状況

令和2年度における積替え場所、保管施設又は汚染土壌処理施設に対する立入検査の実施状況を表6-6に示し、立入検査に関する実施要領・マニュアル等の策定状況を表6-7に示す。法第54条第3項に基づく立入検査の実施は10件、法54条第4項に基づく立入検査の実施は32件であった。実施要領・マニュアル等の策定状況は「積替え場所」が1件、「保管施設」が2件、「汚染土壌処理施設」が8件であった。

表 6-6 立入検査の実施状況（令和 2 年度）

（都道府県・政令市の数：複数回答有）

立入検査の対象	都道府県・政令市の数
汚染土壌を要措置区域等外へ搬出した者又は汚染土壌の運搬を行った者（法第54条第3項）	10
うち、他の自治体から搬出通知等を受けたもの	8
汚染土壌処理業者又は汚染土壌処理業者であった者（法第54条第4項）	32

表 6-7 立入検査に関する実施要領・マニュアル等の策定状況（令和 2 年度）

（都道府県・政令市の数：複数回答有）

立入検査対象施設	都道府県・政令市の数
積替え場所	1
保管施設	2
汚染土壌処理施設	8